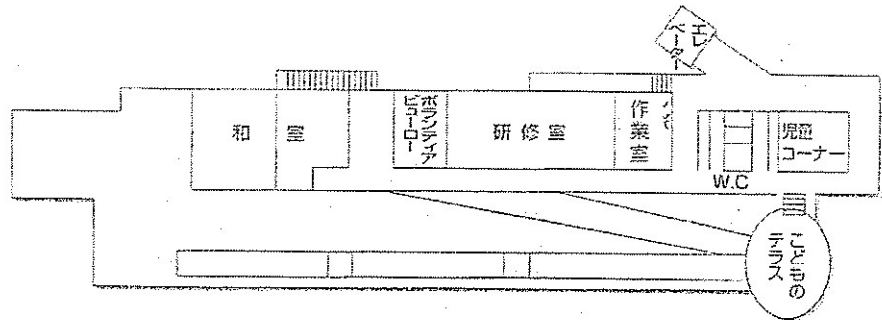


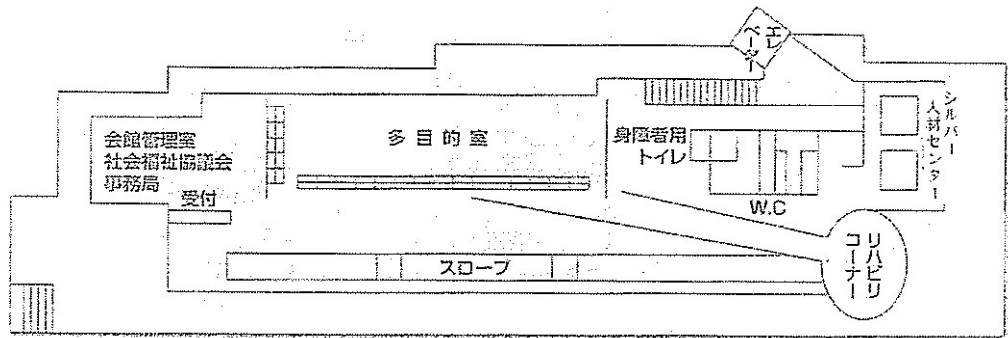
令和9年度～令和13年度
浜松市春野福祉センター指定管理者
募集要項 別冊

浜松市春野福祉センター見取り図

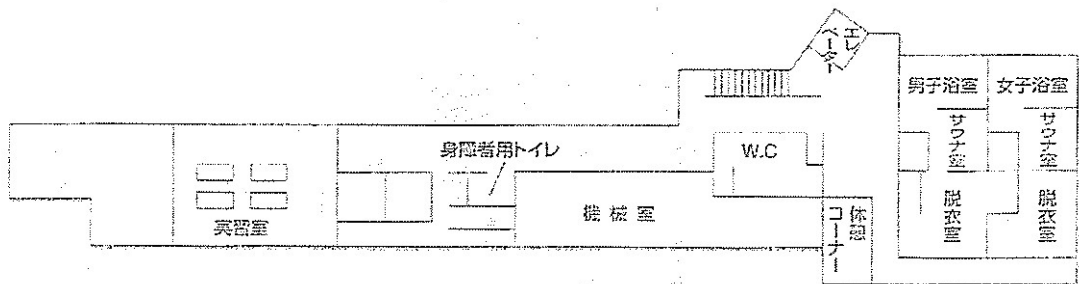
2階



1階



地下1階



建築構造

木造一部RC地下1階

地上2階

用地面積 1,200㎡

延床面積 1,516㎡

開設 平成11年2月10日

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の福祉の向上及び健康の増進並びに中山間地域の交流の促進を図るため設置する福祉センターについて必要な事項を定める。

(令8条例16・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 福祉センターは、浜松市春野福祉センター（以下「センター」という。）といい、浜松市天竜区春野町宮川1330番地に置く。

(平18条例118・一部改正)

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉総合相談、福祉教育及び日常生活の自立支援に関すること。
- (2) 地域福祉活動の育成及び支援に関すること。
- (3) ボランティア活動の育成及び支援に関すること。
- (4) 児童健全育成事業に関すること。
- (5) 身体障害者の機能回復訓練及び健康の増進に関すること。
- (6) 福祉活動、保健活動及び中山間地域交流活動のための施設及び設備の提供に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業

(令8条例16・一部改正)

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時まで（浴室にあつては、午前11時から午後5時まで）とする。ただし、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(平20条例61・令8条例16・一部改正)

(休館日等)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日まで

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

(平20条例61・一部改正)

第7条から第9条まで 削除

(平20条例61)

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がいる場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 施設、設備等を損傷した者又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者
- (3) めいていしている者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
(利用の許可)

第11条 センターの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の利用を許可しない。

- (1) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用料金の納付)

第13条 第11条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに（浴室の利用の場合にあっては、利用の際）納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平20条例63・全改)

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(平20条例63・一部改正)

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平20条例63・一部改正)

(利用権の譲渡禁止)

第16条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平20条例63・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第19条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例61・旧第22条繰上)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定並びに第20条、第21条及び附則第5条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

第2条 春野町の編入の日前に、春野町福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成10年春野町条例第18号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(指定管理者制度移行までの間の経過措置)

第3条 平成18年3月31日までの間は、センターの管理の委託については、春野町福祉センターの設置及び管理に関する条例の例による。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	第6条第1項の規定により市が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、	市長が特に
	市長の承認を得てこれ	これ
第5条	指定管理者は、	市長が特に
	市長の承認を得て臨時	臨時
第10条から第12条まで及び第17条	指定管理者	市長

(準備行為)

第4条 第6条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、同項の規定の施行の日前においても、第7条から第9条までの規定の例により行うことができる。

(指定管理者制度移行に伴う経過措置)

第5条 第6条第1項の規定の施行の日前に市長がした許可その他の行為は、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

2 第6条第1項の規定の施行の際現に市長に対してされている申請その他の行為は、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成18年12月15日浜松市条例第118号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市条例第61号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市条例第62号抄）

1 この条例は、平成21年1月21日から施行する。ただし、第39条、第42条、第49条から第52条まで、第59条、第62条、第63条、第67条、第68条、第72条及び第73条並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

3 第39条、第42条、第49条から第52条まで、第59条、第62条、第63条、第67条、第68条、第72条及び第73条の規定による改正後の（中略）、浜松市春野福祉センター条例、（中略）の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の利用に係る利用料金又は使用料について適用する。ただし、同項ただし書に規定する規定の施行の際現に利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日浜松市条例第63号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日浜松市条例第52号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日浜松市条例第11号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第22号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月23日浜松市条例第16号）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

2 改正後の浜松市春野福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

（平20条例62・全改、平20条例63・平25条例52・平26条例11・平31条例22・令8条例16・一部改正）

利用区分		利用時間区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき
実習室	福祉関係団体		円 120
	その他		250
多目的室	福祉関係団体		120
	その他		250
和室	福祉関係団体		120
	その他		250
研修室	福祉関係団体		120
	その他		250
ボランティアビューロー	福祉関係団体		120
	その他		250
浴室	大人 1人1回につき		300
	小人 1人1回につき		200

備考

- 1 福祉関係団体とは、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする団体で市長が認めるものをいう。
- 2 大人とは、満12歳以上の者であって、小学校の児童及びこれに準じる者以外のものをいう。
- 3 小人とは、小学校の児童及びこれに準じる者をいう。
- 4 浴室の利用の場合を除き、利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。
- 5 浴室の利用の場合を除き、利用時間を15分以上超過し、又は繰り返して利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 6 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

○浜松市春野福祉センター条例施行規則

平成17年6月30日

浜松市規則第216号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市春野福祉センター条例（平成17年浜松市条例第187号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

第2条 削除

(平20規則84)

(利用許可の申請)

第3条 条例第11条の規定により浜松市春野福祉センター（以下「センター」という。）の施設の利用（浴室の利用を除く。）の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 利用日時
- (4) 利用施設
- (5) 利用目的
- (6) 利用内容
- (7) 利用人員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項に規定する申請の時期は、利用しようとする日の3日前（休館日に当たるときは、その翌日）の午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平20規則84・平20規則85・令8規則21・一部改正)

(利用の許可)

第4条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、センターの施設の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

(浴室の利用)

第4条の2 浴室を利用しようとする者は、利用の際指定管理者に申し出なければならない。

(平20規則85・追加)

(利用許可の取消し等の申出)

第5条 センターの施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取消し又は変更を申し出ようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

(福祉関係団体の認定申請)

第5条の2 条例別表の備考の1の規定による認定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより申請しなければならない。

(平20規則85・追加)

第6条 削除

(平20規則86)

(利用料金の減免)

第7条 条例第14条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その利用料金は当該各号に定めるものとする。

- (1) 市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合 福祉関係団体（条例別表の備考の1に規定する福祉関係団体をいう。以下同じ。）の利用料金に相当する額
- (2) 自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）が利用する場合 福祉関係団体の利用料金に相当する額
- (3) 自治会連合会（自治会の連合体のうち市長が別に定めるものをいう。）が利用する場合 免除

- (4) 地区コミュニティ協議会（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第29条第1項の規定により認定された団体をいう。）が利用する場合 免除
- (5) 全市域又は地域社会において、市の施策と一体となって地域福祉の向上又は地域の安心若しくは安全に取り組んでいる団体のうち市長が別に定めるものが利用する場合 福祉関係団体の利用料金に相当する額
- (6) 市民の福祉の向上又は市民の安心若しくは安全に係る法令等に基づき設置され、又は活動している組織で市の施策と一体となって活動しているものうち市長が別に定めるものが利用する場合 福祉関係団体の利用料金に相当する額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。
（平20規則85・平20規則86・平28規則12・令5規則74・一部改正）

（利用料金の還付）

第8条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 利用者が利用しようとする日の前日までに利用の許可の取消しを申し出た場合
- (2) 指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、前項第1号の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（平20規則86・一部改正）

（事業報告書の提出期限）

第9条 浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第9条の規則で定める期間は、毎年度終了後45日以内とする。

（平20規則84・全改）

（遵守事項）

第10条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（職員等の入室）

第11条 利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

（細目）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第2条、第9条及び別記様式の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 条例附則第3条の場合において、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	センター	浜松市春野福祉センター（以下「センター」という。）
	指定管理者	市長
第4条及び第5条	指定管理者	市長
第11条	職員等	職員
	職員又は指定管理者	職員

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第84号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第85号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年1月21日から施行する。ただし、（中略）、第53条及び第54条の規定、（中略）並びに附則第4項から第6項までの規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 6 第1条から第3条まで、第10条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第19条から第23条まで、第25条から第30条まで、第32条から第49条まで、第51条、第53条から第56条まで、第59条、第61条、第63条、第64条及び第66条から第68条までの規定による改正後の（中略）、浜松市春野福祉センター条例施行規則第7条、（中略）の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の利用に係る利用料金又は使用料の減免について適用する。

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第86号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市規則第12号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月28日浜松市規則第74号抄）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和8年3月23日浜松市規則第21号）

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

浜松市春野福祉センター利用に係る福祉関係団体認定取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浜松市春野福祉センター条例施行規則第5条の2第1項に基づく福祉関係団体の認定及び取扱いについて必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 福祉関係団体の認定申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 福祉関係団体認定申請書(第1号様式)
- (2) 会則
- (3) 会員名簿
- (4) 活動内容が確認できる資料(収支予算書及び事業計画書等)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、認定に際して市長が必要と認める資料

(認定審査基準)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、次の各号に定める基準により認定の適否を審査し、その結果について福祉関係団体認定結果通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

- (1) 設立及び活動目的が次の各事項いずれにも該当する団体であること。
 - ア 障害者等の福祉の増進を図ることを目的とするもの。
 - イ 営利を目的としないこと。
 - ウ 宗教活動を目的としないこと。
 - エ 政治活動を主たる目的としないこと。
 - オ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織、若しくはその組織の統制下でないこと。
- (2) 前号を満たし、次の各事項いずれかに該当する団体であること。
 - ア 社会福祉法人
 - イ 社会福祉法第2条に定める事業を行う者
 - ウ 心身障害者または心身障害者児の家族をもって組織する会
 - エ 民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員をもって組織する会
 - オ 戦没戦災死者の遺族、傷痍軍人、戦災傷害者、原子爆弾被爆者をもって組織する会
 - カ 日本赤十字社
 - キ 母子寡婦をもって組織する会
 - ク 老人クラブ
 - ケ 福祉活動を行っている団体で、ボランティア連絡協議会、地方公共団体または社会福祉協議会に登録されている団体
 - コ アからケに準ずると認められる団体

(認定内容変更の取扱い)

第4条 前条の規定により福祉関係団体の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、その後において申請内容に変更が生じることとなった場合には、速やかに福祉関係団体登録変更届（第3号様式）を提出しなければならない。

2 申請内容の変更が生じたにもかかわらず、前項の届出がされないときは、申請内容に誤りがあるものとみなし、福祉関係団体の取扱いはしない。

(認定内容の確認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する団体は認定内容の確認のために第2条に掲げる書類の再提出を求めることができる。

- (1) 福祉関係団体の認定日から1年間利用がないとき。
- (2) 福祉関係団体の認定日から3年を経過したとき。

(認定の取消)

第6条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉関係団体の認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に掲げる認定審査基準に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。
- (3) 施設利用に係る遵守事項を守らないとき。
- (4) 福祉関係団体認定取消届（第4号様式）の届出があったとき。
- (5) 第5条に掲げる認定内容の確認に応じないとき。

2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、福祉関係団体認定取消通知書（第5号様式）により速やかに通知するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年9月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(団体名称)
(代表者名)
(自署しない場合は、押印してください。)

福祉関係団体認定申請書

福祉関係団体の認定を受けたいので、浜松市春野福祉センター利用に係る福祉関係団体認定取扱基準第2条の規定により、次のとおり申請します。

記

団体名			
所在地	〒		
代表者氏名			
代表者住所		連絡先	
連絡責任者氏名	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ	連絡先	
連絡責任者住所	〒		
団体の目的			
活動内容			
会員数	人		
備考			

※会則、会員名簿、活動内容が確認できる資料（事業計画書及び収支決算書等）を添付してください。

第2号様式（第3条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

福祉関係団体認定結果通知書

年 月 日付けで認定申請のあった福祉関係団体について、浜松市春野福祉センター利用に係る福祉関係団体認定取扱基準第3条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

団体名	
審査結果	福祉関係団体として、 認定します ・ 認定しません
認定日	年 月 日
備考	(認定しない場合はその理由)

- ※1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求した場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
（所在地）
届出者 氏 名
（団体名称）
（代表者名）
（自署しない場合は、押印してください。）

福祉関係団体登録変更届

年 月 日付けで、福祉関係団体の申請内容に変更がありましたので、浜松市春野福祉センター利用に係る福祉関係団体認定取扱基準第4条の規定により、下記のとおり届出します。

記

	旧	新
団 体 名		
所 在 地	〒	〒
代 表 者		
連 絡 責 任 者	（氏名） <input type="checkbox"/> 上記代表者と同じ	<input type="checkbox"/> 上記代表者と同じ
	（電話）	
	（住所） 〒	〒
そ の 他		

※変更のあった項目のみご記入ください。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

届出者 住 所
（所在地）
氏 名
（団体名称）
（代表者名）
（自署しない場合は、押印してください。）

福祉関係団体認定取消届

福祉関係団体の認定を取り消したいので、浜松市春野センター利用に係る福祉関係団体認定取扱基準第6条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	

様

浜松市長

福祉関係団体認定取消通知書

浜松市春野福祉センター利用に係る福祉関係団体認定取扱基準第6条第2号の規定により、福祉関係団体の認定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

団体名	
認定取消 年 月 日	年 月 日
取消理由	

- ※1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。
- なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求した場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 4 - 5 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野 祐介

所在地

団体名

申請者 代表者氏名

担当者氏名

電話番号

E-mail

募集要項等の内容に関する質問書

浜松市春野福祉センター指定管理者募集要項等について、以下のとおり質問事項を提出します。

項目	(募集要項又は資料名：ページ、項目)
内容	

(提出先)

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481
 浜松市 健康福祉部 天竜福祉事業所
 社会福祉課 地域福祉グループ 担当者：藤田
 電話：053-922-0018
 メール：tn-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野 祐介

説明会参加申込書

浜松市春野福祉センターの指定管理に関する説明会に参加を申したいします。

- 1 説明会日時 令和8年7月8日(水)
- 2 会場 浜松市天竜区春野町宮川1330番地 浜松市春野福祉センター
- 3 参加申込者

団体名	
所在地	
代表者氏名	
参加者氏名	
(2人まで)	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

申込み先

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481
浜松市 健康福祉部 天竜福祉事業所 社会福祉課
地域福祉グループ 担当者：藤田
電話：053-922-0018
メール：tn-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市春野福祉センター指定管理者選定基準

評価項目	配点	得点
1 施設運営管理方針に関する項目 (合格点 4.4点以上)		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	
小 計	8	
2 事業提案 (計画) に関する項目 (合格点 24.75点以上)		
(1) 事業の具体的取組み方	7	
(2) 施設の運営体制・職員の配置	7	
(3) 適正な管理・モニタリング	7	
(4) 安全管理・緊急時への対応	7	
(5) 市民サービスの向上	7	
(6) 環境・地域等への配慮	5	
(7) 平等利用	5	
小 計	45	
3 指定管理者に関する項目 (合格点 10.45点以上)		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	
(2) 施設の運営実績	6	
(3) 団体の地域貢献	7	
小 計	19	
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
(2) 各種認定等の有無	1	
小 計	4	
5 指定管理料に関する項目 (1) (合格点 7.7点以上)		
収支計画の妥当性	14	
小 計	14	
6 指定管理料に関する項目 (2)		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	
小 計	10	
現指定期間の実績に基づく加減点		
合 計	100	

〈選定条件〉

- 1 評価項目1、2、3及び5の各小計において、配点の55%以上(合格点)であること。
- 2 前1の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者(候補者)とする。
- 3 4の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰(以上、認定等主体浜松市)、健康経営優良法人の認定(認定主体経済産業省)事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。
- 4 6の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。